

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業市民として果たすべく社会的使命を「経営理念」として掲げ、常に変化する経営環境の下、企業としての成長と中長期的な企業価値の向上に努めるにあたり、株主、取引先、地域社会、従業員等を含むステークホルダーとの堅強な信頼関係の持続的な構築に向けて、自律機能、倫理性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、その定期的な検証を行うことを、経営上の重要な課題と認識しております。

そのため、当社は、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、当社のコーポレート・ガバナンスにおける体制の枠組みを開示するとともに、今後も、様々な施策を講じてコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2018年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、当社ウェブサイトに掲載の、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。( <https://www.outsourcing.co.jp/company/csr/guideline/> )

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
土井 春彦	15,761,400	12.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,348,300	6.63
JP MORGAN CHASE BANK 385632	8,245,354	6.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,862,700	6.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,931,000	4.71
JP MORGAN CHASE BANK 380072	3,323,700	2.64
SMBC日興証券株式会社	2,929,200	2.33
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	2,600,000	2.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	2,380,600	1.89
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,119,700	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

#### 補足説明 更新

・2019年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2019年9月12日現在でそれぞれ9,653,800株、2,917,000株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2020年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年9月15日現在でそれぞれ5,731,000株、1,626,100株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2020年10月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インクが2020年2月28日現在で9,913,800株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2020年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者であるアセットマネジメントOneインターナショナルが2020年10月15日現在でそれぞれ6,199,400株、156,300株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2020年11月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2020年11月9日現在で4,933,000株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2020年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在でそれぞれ1,370,400株、4,742,200株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

・2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてSMBC日興証券株式会社及びその共同保有者である三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年12月31日現在でそれぞれ277,900株、4,842,100株の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社としては2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
福島 正	他の会社の出身者													
中野 秀代	他の会社の出身者				○									
寄山 淳子	他の会社の出身者													
雄谷 一郎	他の会社の出身者													
大高 洋	他の会社の出身者													
志波 英男	他の会社の出身者													
生田目 克	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

福島 正		○	——	<p>過去に勤務していた企業において、専務取締役、代表取締役を歴任しており、企業経営に関する専門的な識見を有していることから、その深い知見に基づく助言・牽制を期待し選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
中野 秀代			——	<p>過去に勤務していた企業において、金融市場、資本市場とつながりの深い業務にあたり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識も有していることから、当社の業務執行に対する監督等への貢献を期待し選任いたしました。</p>
寄山 淳子		○	——	<p>過去に勤務していた企業において、取締役副社長、代表取締役を歴任しており、会社経営、組織運営、財務、人材育成に関する豊富で幅広い見識を有していることから、当社の業務執行に対する監督等への貢献を期待し選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
雄谷 一郎	○	○	——	<p>過去に勤務していた企業において、経営の重要事項の決定に携わり、また、内部監査士・公認内部監査人の資格を有し、内部統制、監査実務に関する知識や経験が豊富であることから、当社の経営及び監査等への貢献を期待し選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
大高 洋	○	○	——	<p>過去に勤務していた企業において、経理担当取締役及び監査役の経験があり、企業の財務分析、経営管理全般に関する知識や経験が豊富であり、当社の経営及び監査等への貢献を期待し、選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
志波 英男	○	○	——	<p>過去に勤務していた企業において、経理部門を長年経験し、システム、IR、法務、監査部業務全般にわたる知識・経験を有し、国内外事業会社における経営経験が豊富であることから、当社の経営及び監査等への貢献を期待し選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

生田目 克	○	○	—	<p>過去に勤務していた企業において、国内外事業の経理・財務分野の責任者を長年経験し、内部統制、監査業務、経営管理全般に関する知識や経験が豊富であることから、当社の経営及び監査等への貢献を期待し選任いたしました。</p> <p>また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性が実質的に確保されていると判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
-------	---	---	---	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会と協議のうえ、設置するものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとし、監査等委員会と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものと定めております。

これに基づき、監査等委員会及び内部監査室並びに会計監査人は、定期的に情報連絡会を開催し監査情報の共有等効率的な監査に向け相互に連携して活動を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬に係る諮問委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬に係る諮問委員会	5	3	2	3	0	0	社外取締役

### 補足説明 更新

任意の機関である指名・報酬に係る諮問委員会は、2021年3月26日現在、5名(うち社外取締役3名)で構成しており、その委員長は社外取締役が務めております。

指名・報酬に係る諮問委員会は、最高経営責任者(CEO)の後継者プランニングにおける後継者の教育、育成に係る事項、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に係る事項、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任、解任に係る事項等を審議し、取締役会に上程しております。

また、サステナビリティ委員会を2021年3月25日付で設置いたしました。2021年3月26日現在、6名(うち社外取締役2名)で構成しており、その委員長は代表取締役が務めております。サステナビリティ委員会は、SDGsの目標達成に向けた取組及びESG経営の高度化を含むサステナビリティ

ティの視点を踏まえた経営をグループ全社で横断的に推進させることを目的とし、当社グループのサステナビリティ方針・戦略、重要課題を含む中長期的テーマ及び方向性の審議、KPI進捗のモニタリング等を行い、取締役会に上程しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 6名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、当社及び子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的貢献の促進を図ることを目的として新株予約権を無償で付与しております。

譲渡制限付株式報酬制度につきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年3月25日開催の第23期定時株主総会での承認により導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

### 該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気向上のみならず、経営参画意識やグループの一体感を高めることを目的として、付与対象者を広げております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新 一部のものだけ個別開示

### 該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)にて、取締役、監査等委員、社外役員の区分でそれぞれの報酬総額を開示しています。これに加え、報酬等の総額が1億円以上である取締役については、有価証券報告書において個別開示を行っております。

2020年度に支払った役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額は次のとおりであります。(単位:百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬
1. 取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	300	270	30
2. 取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	2	2	-
3. 社外役員	73	73	-

(注) 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬につき、当事業年度に費用計上すべき金額のほか、翌事業年度に費用計上される見込みの8百万円を含んでおります。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額は次のとおりであります。(単位:百万円)

氏名	報酬等の総額	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額	
				基本報酬	譲渡制限付株式報酬
土井 春彦	100	代表取締役会長兼社長	提出会社	90	10
鈴木 一彦	120	取締役副社長	提出会社	108	12

(注) 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬につき、当事業年度に費用計上すべき金額のほか、翌事業年度に費用計上される見込みの額(代表取締役会長兼社長土井春彦につき3百万円、取締役副社長鈴木一彦につき3百万円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は以下のとおりです。

### 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の決定に関する方針

#### (1) 報酬等の額の決定方針の決定権限

当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等については、取締役会がその額又は算定方法の決定に関する方針の決定権限を有しています。ただし、取締役会は、かかる決定にあたり、社外取締役である常勤監査等委員を委員長とする委員5名からなる任意の指名・報酬に係る諮問委員会(以下「諮問委員会」といいます。)の諮問を経るものとし、その答申内容を踏まえて決議を行います。

#### (2) 報酬等の額の決定方針の内容

当社は、当社の取締役(監査等委員を除く。)の報酬等として、業績連動報酬は採用しておりませんが、2020年3月25日開催の第23期定時株主総会において、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。また、2021年度より、譲渡制限付株式を付与することが困難な日本国非居住者である取締役に対しては、その代替として、株価連動型金銭報酬(ファントムストック)を付与するものとしております。これにより取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬等は、基本報酬(金銭による固定報酬)及び譲渡制限付株式報酬の2種類(ただし、日本国非居住者である取締役については、基本報酬及びファントムストックの2種類)で構成されております。

なお、基本報酬は毎月一定の額を支給し、譲渡制限付株式報酬及びファントムストックについては、毎年一定の時期に付与するものとしております。

取締役(監査等委員を除く。)のうち社外取締役については、その職務における独立性を考慮して、譲渡制限付株式報酬の対象とせず、基本報酬(金銭による固定報酬)のみとし、毎月一定の額を支給しております。

#### (3) 報酬等の額の決定プロセス

報酬等の具体的な支給額については、諮問委員会において、会社業績、コーポレートガバナンス・ガイドラインに定める事業活動が生み出した経済的付加価値等を踏まえ、業績にふさわしい総額を決定し、各取締役の地位及び職務内容、面談結果等を踏まえて、各取締役への配分に関する方針案を策定し、さらに監査等委員会での審議を経た上で、取締役会の決議によって決定します。ただし、社外取締役については、その職務における独立性に鑑み、会社業績等を考慮しないものとします。

なお、基本報酬と譲渡制限付株式またはファントムストックの割合は、その地位及び職務内容を勘案のうえ、概ね9:1から7:3の比率の間で決定するものとします。

#### (4) 株主総会の決議内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額については、2021年3月25日に開催された第24期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の限度額は年額1,500百万円と決議されております。提出日現在において、取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名(定款所定の員数は15名以内)です。

また、かかる報酬等の限度額と別枠で、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬額として、2020年3月25日開催の第23期定時株主総会において、その限度額は年額1億200百万円以内、また、金銭報酬の対価として発行・処分する当社普通株式の上限を年100,000株とすることが決議されております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は3名です。

### 2. 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬も、基本報酬(金銭による固定報酬)のみとし、毎月一定額を支給しておりますが、各監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、2016年3月25日に開催された第19期定時株主総会において、年額100百万円と決議されております。提出日現在において、監査等委員である取締役の員数は4名(定款所定の員数は5名以内)です。

### 3. 当事業年度における諮問委員会及び取締役会の活動内容

2020年度の取締役(監査等委員を除く。)の指名・報酬等に関する諮問委員会及び取締役会の活動内容は次のとおりです。

#### (1) 諮問委員会の活動

当事業年度において指名・報酬に関する諮問委員会は7回開催され、主に、取締役の選任・解任に関する検討・審議、取締役の目標設定及び達成度の確認、報酬体系に関する検討、取締役の個人別報酬の検討・審議、譲渡制限付株式に代わるファントムストック導入に関する検討、また報酬総額に関する検討・審議を行いました。

#### (2) 取締役会の活動

2020年1月30日付、2020年2月28日付及び2020年3月25日開催の取締役会において、当事業年度の基本報酬(金銭による固定報酬)にかかる取締役の個人別の報酬額の審議及び決定を行い、2020年4月15日開催の取締役会において、当事業年度の譲渡制限付株式報酬にかかる取締役の個人別の報酬額の審議及び決定を行いました。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては経営管理本部がサポートを行っております。具体的には、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (取締役会)

2021年3月26日現在、11名(うち社外取締役7名)の取締役で構成しており、会社法等で定められた事項及び経営に関する重要な事項につき審議、決定を行うほか、経営及び業務執行事項に関する方針、計画及び実施状況を審議するため定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

コーポレート・ガバナンスにおいては、独立した立場からの客観的・中立的な経営監視の機能も重要であり、独立した立場である社外取締役6名がいることで経営監視も有効に機能するものと考えております。

### (監査等委員会)

監査等委員である取締役4名(うち社外取締役4名)で構成しており、法令、定款及び監査等委員会規程に従い、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員会の監査方針、年間の監査計画等を決定いたします。定期または必要に応じて臨時に監査等委員会を開催し、重要な付議案件の検討、監査内容の報告並びに意見交換等を通じて、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行います。

また、内部監査室、会計監査人と適時情報交換を行い、相互連携を図るとともに、内部統制部門である経営管理本部、総務部、法務部、経理部

等と連携をとり、監査の実効性を高めております。

(指名・報酬に係る諮問委員会)

任意の機関である指名・報酬に係る諮問委員会は、2021年3月26日現在、5名(うち社外取締役3名)で構成しており、その委員長は社外取締役が務めております。指名・報酬に係る諮問委員会は、最高経営責任者(CEO)の後継者プランニングにおける後継者の教育、育成に係る事項、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬に係る事項、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任、解任に係る事項等を審議し、取締役会に上程しております。

(サステナビリティ委員会)

任意の機関であるサステナビリティ委員会を2021年3月25日付で設置いたしました。2021年3月26日現在、6名(うち社外取締役2名)で構成しており、その委員長は代表取締役が務めております。サステナビリティ委員会は、SDGsの目標達成に向けた取組及びESG経営の高度化を含むサステナビリティの視点を踏まえた経営をグループ全社で横断的に推進させることを目的とし、当社グループのサステナビリティ方針・戦略、重要課題を含む中長期的テーマ及び方向性の審議、KPI進捗のモニタリング等を行い、取締役会に上程しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能のなお一層の充実を図るため、2016年3月25日開催の定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監督機能の更なる強化、経営の公正性、透明性の確保と効率性の向上が図られております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、従前より他社の株主総会が集中すると見込まれる日を回避し、多くの株主の皆様にご出席いただきやすい日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の株主総会参考書類部分の英訳を行っております。
その他	当社ホームページにて、株主総会の招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、個人投資家向け説明会を開催しておりますが、2020年12月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、開催を見送りました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期の決算発表後に機関投資家向け決算説明会を開催しております。また、機関投資家及びアナリストとの個別面談についても、毎四半期決算発表後に行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年12月期においては、カンファレンスを通し、UK、米国、香港、シンガポール、スイス、中国、韓国の機関投資家及びアナリストへの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<a href="https://www.outsourcing.co.jp/ir/">https://www.outsourcing.co.jp/ir/</a> 決算短信 決算短信以外の適時開示資料 有価証券報告書及び四半期報告書 株主総会の招集通知及び決議通知 第2四半期及び通期報告書 第2四半期及び通期FACTBOOK FACTSHEET 機関投資家向け決算説明会資料 中期経営計画 統合報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 社長室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「アウトソーシンググループCSR基本方針」を定めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための内部統制システムにつき下記のとおり基本方針を定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
  - (2)取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止する。
  - (3)法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、公正な第三者機関に委託した「内部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
  - (4)内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を社長及び監査等委員に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締役、監査等委員及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門長が中心となり、情報の収集、提出を行う体制とする。
3. 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)経営管理本部を当社及びグループ会社のリスク対応統括管理部門として位置づけ、総務部がリスク管理・運営並びに規程の整備を行い実効性のある管理を推進するとともに、法務部による法的対応の実施や、最新法令の社内への伝達を行う等、内部統制と一体化したリスク管理を推進する。
  - (2)当社及びグループ会社に不測の事態が発生したときは、当社社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。
  - (3)当社は、不測の事態や危機の発生時に当社及びグループ会社の事業の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を策定し、当社及びグループ会社の役職員に周知する。
4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)当社及びグループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、当該会社及びその傘下となる子会社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督する。
  - (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。
  - (3)当社経営にかかる重要事項を審議する機関として、常勤取締役、常務執行役員で構成する経営会議を設置し、原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて適宜開催することで、業務執行の効率化、意思決定の迅速化を図る。
5. 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
  - (1)当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管掌する部門の役割を明確にし、グループ会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。
  - (2)当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。
  - (3)グループ会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会及び経営会議に報告し、承認を得ることとする。
  - (4)各グループ会社から少なくとも毎月1回経営状況について報告を受けるとともに、常勤取締役、常務執行役員及びグループ各社の代表取締役で構成するグループ経営に関する経営会議を必要に応じて開催し、グループ間の情報共有・意思疎通及び経営方針の統一化を図る。
  - (5)当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を社長及び監査等委員に報告する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1)当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議のうえ、設置するものとする。
  - (2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査等委員会の意見を斟酌して行うものとする。
7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1)監査等委員会は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
  - (2)取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。
8. 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会への報告を行った当社及びグループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)監査等委員会と社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るため、適宜に意見交換会を開催する。
  - (2)監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。
  - (3)監査等委員会と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。
  - (4)監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (5)監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

#### 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対策規程を制定し、経営管理本部統括のもと反社会的勢力対応マニュアルに基づく管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する事を「アウトソーシンググループ企業倫理行動規範」に定め、基本方針とします。また、反社会的勢力対策規程を制定し、経営管理本部統括のもと適宜警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応いたします。

反社会的勢力の排除の社内体制と具体的な取り組みとしましては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、この規則に基づき全社的な行動指針や責任体制を明確にしております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりませんが、企業価値を守るため、必要に応じ予防策を含む買収防衛策を検討する方針であります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスコースできる体制を構築しております。

### 2. 適時開示に係る社内体制

#### (1) 決定事実に関する情報

各部門は、重要事項が発生した場合、経営管理本部に報告することとしており、経営管理本部にて情報取扱責任者である取締役経営管理本部長が開示の要否を検討いたします。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役に報告し、協議のうえ、取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

#### (2) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、経営管理本部へ報告します。経営管理本部は当該事実に係る資料等その他の情報を入手・検討し、直ちに開示資料を作成するとともに、速やかに公表できる体制を整備しております。

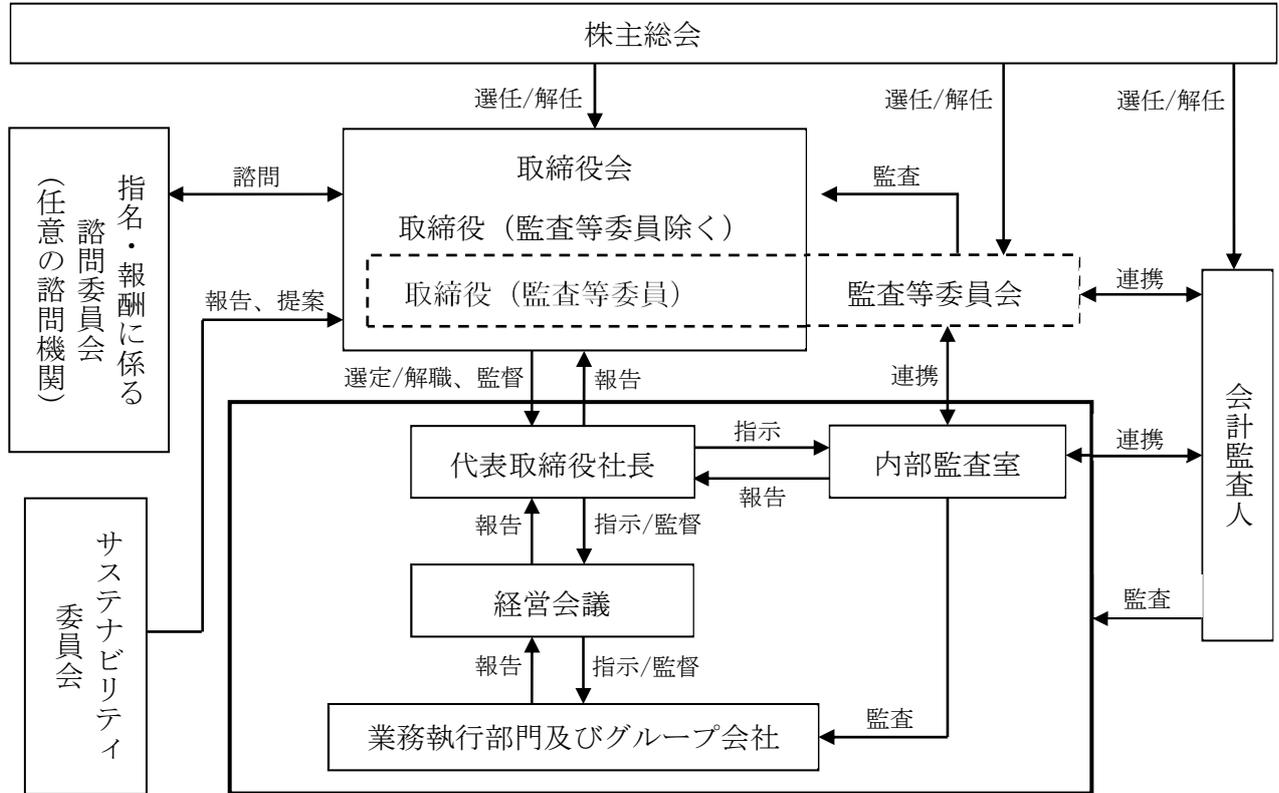
#### (3) 企業集団に係る適時開示手続き

当社の子会社は、すべて非上場の子会社であります。子会社は、関係会社管理規程に基づき、重要事項を当社経営管理本部に提出、必要に応じて経営会議及び当社取締役会に付議することとしております。開示が必要であると判断した場合、取締役経営管理本部長は代表取締役に報告し、協議のうえ、当社取締役会の決議を経て直ちに開示を行うこととしております。

### 3. 社内教育

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（連結子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制概念図



機関ごとの構成員 (◎：議長または委員長)

役職	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬に係る諮問委員会	サステナビリティ委員会
代表取締役会長兼社長	土井 春彦	◎		○	◎
取締役副社長	鈴木 一彦	○		○	○
専務取締役	中本 敦	○			○
取締役	Anne Heraty	○			○
取締役 (社外)	福島 正	○		○	
取締役 (社外)	中野 秀代	○			○
取締役 (社外)	寄山 淳子	○			○
取締役 (社外) 常勤監査等委員	雄谷 一郎	○	◎	◎	
取締役 (社外) 監査等委員	大高 洋	○	○	○	
取締役 (社外) 監査等委員	志波 英男	○	○		
取締役 (社外) 監査等委員	生田目 克	○	○		

## 適時開示体制の概要

